

保護者 様

丹波篠山市立味間認定こども園  
園長 長尾 美貴

## インフルエンザにおける出席停止のお知らせ

お子さんが、インフルエンザにかかられた場合、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止となります。インフルエンザにかかられましたら、まずは園へ連絡ください。また、治癒後に登園する際には市内の医療機関で発行される「り患証明書」を園に提出してください。※「り患証明書」が発行されない場合は、受診された医療機関で発症日を確認いただき、下段の基準を参考に必要事項を記入のうえ登校（園）届を園に提出してください。

なお、その他の感染症（新型コロナウイルス感染症を除く）については、従来通りの医師に記入していただく「登校（園）許可書」を提出くださいますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、園へ連絡ください。

※この用紙については、コピーしてご使用ください。また、学校（園）にも置いています。

-----キリトリセン-----

## インフルエンザ用登校（園）届

丹波篠山市立味間認定こども園長 様

組 氏名 \_\_\_\_\_

病名 「インフルエンザ\_\_型」と診断されましたが、病状が回復し医療機関と出席停止期間後の登校（園）日を確認しましたので、令和 年 月 日より登校（園）いたします。

※発症日 令和 年 月 日 \_\_\_\_\_

医療機関名 「 \_\_\_\_\_ 」

保護者名 \_\_\_\_\_

※丹波篠山市内の医療機関で受診された場合は、発行されている「インフルエンザり患証明書」を提出してください。

※「インフルエンザり患証明書」をもらわれていない方は、受診された医療機関で発症日を確認いただき、下記の基準を参考にして登校（園）可能日等をご記入のうえ提出してください。

## ～インフルエンザにおける出席停止期間の基準～

学校保健安全法 施行規則第19条では**出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と**なっています。（発症日は含みません）※幼児とは小学校入学前の園児のことです。ご自宅で出席停止期間の基準をご確認のうえ登校してください。

## 【例】

日付	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16
	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
小学生 中学生	発症日	—	—	解熱	熱なし 1日目	熱なし 2日目	登校可能
園児		—	解熱	熱なし 1日目	熱なし 2日目	熱なし 3日目	登校可能